

地域包括支援センター、 精神保健福祉士の業務

1

永山地域包括支援センター
精神保健福祉士 網淵 美穂

①地域包括支援センターとは？

⇒高齢者のための相談窓口です

- 高齢者のみなさんが、住みなれた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉・医療など、さまざまな面から支援を行うためのセンターです。
- 本人だけではなく、家族の方や地域の方など、高齢者に関することであればどなたでもご利用いただけます。

●開設日●
月曜日～金曜日
(祝日、12月30日～1月4日を除く)

●開設時間●
午前9時～午後6時



地域包括支援センターの場所

- 旭川市では皆さんがお住まいの地域毎に1箇所設置されています。



地域包括支援センターにいる専門職

- 「保健師」「社会福祉士」「主任ケアマネジャー」「精神保健福祉士」の専門職がいます。

平成24年旭川独自で配置！
全国に先駆けた取り組みです。



- 「精神保健福祉士」とは？

精神に障害（認知症も含む）を抱える人に特化して支援を行うソーシャルワーカー。

生活上の問題や社会的な問題を解決するための支援活動を通じ、その人らしい生活が送れるようにすることを目標とする専門職。

旭川市

地域包括支援センター

PSWを独自配置

北海道医療新聞 2012.9.7・1944号

旭川市は、市内九カ所 配置した。増える認知症 すべて地域包括支援セ 高齢者への相談・支援を ンターに精神保健福祉士 強化する、全国に先駆け (PSW)を本年度から 取り組みだ。

十七年の介護保険法改 正で創設された同センタ ーは、医療保健福祉の総 合相談、介護予防、虐待

防止、認知症対応、地域 で活躍するケアマネジャ ー支援を担うため、主任 ケアマネジャー、社会福 祉士、保健師の三職種配 置が原則義務付けられ、 国から各市町村に交付金 が支給されている。

同市の人口三十五万人 のうち、六十五歳以上は 九万四千人で高齢化率二

七%。高齢者で認知症の ケースが少なくない中、 本年度スタートした第五 期高齢者保健福祉計画、 介護保険事業計画の重点 施策に、認知症高齢者支 援を盛り込んだことを踏

まえ、PSWの人員費を 予算化し、独自に四職種 体制を整備した。

PSWは他の職種と共 にセンター業務を行いつ つ、認知症高齢者と家族 を地域で見守る体制整 備に着手。医療機関の医 師やMSW、介護保険事 業所スタッフへの訪問で 自らの顔を売り込み、理 解と協力を求めることも に、認知症グループホー ム職員を対象とした勉強 会、住民向け講演会を通

して、認知症を分かり やすく解説するなど、注 目を集めている。

各センターのPSW 毎月集まり、それぞれ 動を報告することも 情報交換も活発だ。

同市福祉保険部介護 課は「認知症支援い 療・介護の従事者、そ のための視点で活躍し ほしい」と期待。

一方、同センターで 事するPSWは全国で まれなため、マニユア がなく手探りで業務を 進しており、同市の取 組みがモデルケースと して全国から注目を集め ている。

認知症啓発、地域の支援体制構築へ

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

旭川市・全包括C 配置のPSW

住民向け寸劇や講演会

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

職種別会議で情報交換

医療機関、事業所と連携も

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

旭川市が本年度か ら市内九カ所すべて の地域包括支援セン ターに精神保健福祉 士(PSW)を配置 し、半年がたとうと している。認知症高 齢者と家族を地域で 見守る支援体制づく りへ、認知症の啓発 活動や医療機関との 連携を模索してい る。

地域包括支援センターの専門職の業務

○ 相談内容

- ・ 一般介護予防事業 (主に保健師)
- ・ 総合相談支援業務 (4職種)
- ・ 権利擁護業務 (主に社会福祉士)
- ・ 包括的・継続的マネジメント業務 (主に介護支援専門員)
- ・ 認知症総合支援事業 (主に精神保健福祉士)
- ・ 地域ケア会議開催業務 (4職種)

精神保健福祉士の業務

認知症総合支援事業に係る業務

1. 関係機関との連携
2. 地域の体制づくり
3. 当事者への支援

認知症の方やそのご家族が、地域で安心して過ごせるよう関係機関等と連携したり、地域での体制づくりを行います。

また、必要に応じて、認知症初期集中支援チームのチーム員として訪問等行います。

精神保健福祉士の業務

関係機関との連携

- 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の事業所が、その知識・経験・人材などを生かし、地域に貢献できるよう事業所間及び地域との連携・協力体制を整備する
- 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断、早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。

精神保健福祉士の業務

地域の体制づくり

- 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し「認知症サポーター養成講座」を活用した取り組みを行う。



精神保健福祉士の業務

当事者への支援

- 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等関係機関との連携・協力体制を構築する。
- 認知症高齢者やその家族が集える場所を提供すること等により、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう取組を行う。
- 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、必要に応じて、認知症初期集中支援チーム員として訪問を行い、認知症初期集中支援推進事業を活用した支援を行う。

ご清聴ありがとうございました。

※具体的な取り組みについては、新旭川・永山南地域
包括支援センターの北村氏にお願いしたいと思います。